○看護基準

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

２F（50 床）精神療養病棟
３F（50 床）精神療養病棟
４F（50 床）精神病棟入院基本料１５対１

○施設基準届出事項

・精神病棟 15 対 1 入院基本料
・看護補助加算
・看護配置加算
・後発医薬品使用体制加算２
・精神療養病棟入院料
・医療保護入院等診療料
・精神科身体合併症管理加算
・精神科作業療法
・精神科ショート・ケア「小規模なもの」
・精神科デイ・ケア「小規模なもの」
・薬剤管理指導料
・ニコチン依存症管理料
・救急医療管理加算
・精神科退院時共同指導料１及び２
・こころの連携指導料（Ⅱ）
・医療ＤＸ推進体制整備加算
・入院時食事療養（Ⅰ）
・通院・在宅精神療法の注８に規定する療養生活継続支援加算
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
・入院ベースアップ評価料１５
・通院・在宅精神療法の注１１に規定する早期診療体制充実加算

○入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（１）を東北厚生局長に届け出し、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については６時以降）、適温で提供しています。